

ウイグル可汗の系譜と唐宋漢籍史料

——懐信と保義の間——

村井 恭子

はじめに

モンゴル高原に覇を称えたウイグル可汗国（七四四～八四〇年）の歴史に関しては、戦前から現在まで多くの研究が存在する。ただし、可汗の系譜という基本問題において、少なくとも日中両学界の間では、懐信可汗から保義可汗への継襲については異なる意見が並立し、長年にわたりその認識に齟齬が生じたままとなっている。

そもそも、中国王朝の諸漢籍の記事を総合整理すると「懐信—A—B—保義」^①と、懐信・保義両可汗の間に二人の可汗が存在することになる。このうちBに関しては、つとに研究者により記事誤入として存在が否定され、現在なお異議はない。一方、Aに関しては、日本では一九五一年に山田信夫が「九姓回鶻可汗の系譜——漠北時代ウイグル史覚書1——」^②を發表してその存在を否定し、それまで定説だった「懐信—A—保義」^③説を覆し、「懐信—保義」説（以下、山田説）を提唱した。山田は、シネウス碑文・カラバルガスン碑文や諸漢籍が記すウイグル可汗の漢字表記の名号から古代トルコ語の名号を復元し、さらにこれをもとに可汗の系譜を確定した（可汗表）。この山田

説は、安部健夫・森安孝夫らにより支持され、日本の学界における定説となった⁽⁴⁾。また、英語圏でも一九七二年にマツケラスが山田説を紹介し、支持した⁽⁵⁾。

一方、中国ではAを滕里可汗（在位八〇五〜八〇八年）などと呼び、一般概説書から専門論文まで、現在もなお「懐信―滕里―保養」という滕里可汗存在説（以下、滕里説）を採る傾向にある。その背景には、第一に、一九七五年に台湾の劉義棠が「漠北回鶻可汗世系、名号考」⁽⁶⁾において古代トルコ語を用いつつ、山田説を痛烈に批判してこれを否定したこと、第二に、山田論文は一九七八年に大陸において全文中国語訳されたが、文革後の八〇・九〇年代に、当該学界の立て直しを担った大陸の代表的研究者が劉義棠の批判を受容し、山田説の採択に慎重な態度または否定的な態度をとったこと、第三に、大陸ではカラバルガスン碑文やウイグル史に関する日本の代表的研究者として、「懐信―A―保養」説（滕里説）を採る羽田亨の研究が広く受け入れられ、山田説が注目されなかったことがあげられる。

具体例を示せば、劉美崧著『両唐書回紇伝回鶻伝疏証』は、劉義棠の研究を参照するとともに羽田・山田・マツケラスの研究を紹介し、懐信―保養間の継襲については結論を保留する⁽⁹⁾。ただし、程溯洛によるその書の跋文では、可汗継襲に関して滕里説を採り、山田説に言及せず、羽田の研究に言及する⁽¹⁰⁾。また林幹・高自厚著『回紇史』では滕里説を採り、その際、劉義棠論文を参照する⁽¹¹⁾。さらに、林幹は『突厥与回紇史』で山田の研究を紹介するが、その内容は可汗号のトルコ語音復元部分のみにとどまり、可汗継襲は滕里説を採る⁽¹²⁾。これらは劉義棠の批判を受け入れ、山田説を却けたことを意味しよう。

〈可汗表〉

系柄	可	汗	号	唐より贈られたし号	即位前の称号又は個人名	在位年代			
I 兼羅葛氏	tängirda 〔登里〕囉	bolmis il 沒密施 頡	imniš 翳德密施	kol 闕	bilga qaγan 毗伽可汗	(Š-U.) (K.B.) 懷仁	骨力裴羅	744-747	
II 子	tängirda 〔登里〕囉	bolmis il 沒密施 頡	tumis 曷登密施	bilga qaγan 毗伽可汗	bilga qaγan 毗伽可汗	(Š-U.) (K.B.) 英武威遠	磨延礫 葛勒可汗	747-759	
III 子	tängirda qut 登里囉 汨	bulmiš il 沒密施 頡	tumis 曷登密施	alp 俱錄	bilga qaγan 毗伽可汗	(K.B.) 英義建功	移地健 牟羽可汗	759-779	
IV 從父兄 (通鑑)	tängirda 登里囉	bolmiš 沒密施	alp 合	qutuy 骨咄祿	bilga qaγan 毗伽可汗	(各史書) 武義成功 長寿天親	頓莫賀達干 多邏斯 判官テギン	779-789	
V 子	tängirda 登里囉	bolmiš 沒密施	alp 合	qutuy 骨咄祿	bilga qaγan 毗伽可汗	(K.B.) 忠貞	阿 啜	789-790	
VI 子	tängirda 登里囉	bulmiš 沒密施	alp 合	qutuy 骨咄祿	bilga qaγan 毗伽可汗	(K.B.) 奉誠	阿 啜	790-795	
VII 跋跋氏	tängirda 登里囉	ulug 羽錄	bulmiš 沒密施	alp 合	qutuy 骨咄祿	uluy 胡祿	bilga qaγan 毗伽可汗	(K.B.) 懷信	骨咄祿將軍 795-808
VIII ?	ay tängirda 愛 登里囉	qut 汨	bulmiš 沒密施	alp 合	bilga qaγan 毗伽可汗	(K.B.) 保義	? ?	808-821	
IX ?	kün tängirda 君 登里囉	ulug 羽錄	bulmiš 沒密施	alp 合	kučig 句主錄	bilga qaγan 毗伽可汗	(各史書) 崇德	821-824	
X 從父弟 (會要)	ay tängirda 愛 登里囉	qut 汨	bulmiš 沒密施	alp 合	bilga qaγan 毗伽可汗	(各史書) 昭 禮	曷薩テギン	824-832	
XI 從子	ay tängirda 愛 登里囉	qut 汨	bulmiš 沒密施	alp 合	kučig 句主錄	bilga qaγan 毗伽可汗	(各史書) 彰 信	胡テギン 832-839	
XII ?	?	?	?	?	?	—	曷薩テギン (廢號)	839-840	

備考 ① ? は不明。——は該当事項なし。
② (Š-U.)は Sine-Ustut 碑文。(K.B.)は Kara-Balğassun 碑文。

※後掲註(4)森安「ウイグル＝ペニ教史の研究」182～183頁の可汗表(山田作成の可汗表に修正を加えたもの)を参照。

ウイグル可汗の系譜と唐宋漢籍史料 村井

上述の如く、山田論文は古代トルコ語を用いて可汗の称号・系譜を復元し、それをもとに漢文史料に対し正誤を判断したり修正を施したりするのだが、それが妥当か否かは古代トルコ語を理解しなければ判断が難しい。また、この可汗継襲については、基本史料がほぼすべて漢文であるにもかかわらず、それを古代トルコ語に従って処理する山田の手法は、主に漢文史料を扱う研究者には同意しがたく感じられたのかもしれない。⁽¹³⁾

ウイグル可汗の継襲に関しては、国内外を問わず多くの研究者が漢籍上の関連記事の「混乱」を認めるが、その原因はいまだ文献学上の手続きに沿って解明されていない。しかし、この「混乱」こそが、上述の認識の齟齬を生む主要原因となっているのである。

山田説が提唱されてからすでに六七年の歳月が経過し、現在までに『冊府元龜』の宋本出版などにみられる史書の整備、新史料の発見、また研究成果の蓄積により研究条件が大幅に改善され、この問題については漢文史料から再検証することが可能となっている。そこで本稿では、漢籍記事の成立年代やその性質に注目して再度整理しなおし、さらに、新史料と漢籍記事とを対照するという二つの方法から山田説の再検証を行う。これにより学界の長年の齟齬を解消すると同時に、唐宋基本史料である漢籍の性格の一端を明らかにしたい。

一 ウイグル可汗継襲に関する漢籍記事の再整理

(一) 関連漢籍の状況

羽田・山田などウイグル史研究者は、主にウイグル側の碑文と中国側の『旧唐書』『新唐書』『唐会要』『冊府元

『資治通鑑』のウイグル可汗冊立記事とを使用して可汗の系譜を考察した。羽田・山田はその考証のなかで、ウイグル関連の記事のみではあるが漢籍それぞれの性格や問題点にも言及している。ただそれは論文の主目的ではなかったため、散発的な指摘にとどまっている。これを漢籍記事の史料批判の問題としてとらえ直し、そこから可汗継襲に関わる史料の「混乱」の原因を説明する必要がある。

この方法については、すでに西田祐子⁽¹⁴⁾がテュルク系契苾部研究の基礎作業として『新唐書』回鶻伝の前半部分を詳細に考察し、その編集方針における問題点、すなわち鉄勒がウイグルと同一視されていることや、その記述が先行史料記事の粗雑な編集作業から成り、編集の過程で厳密な史料批判がなされていないことなどを明らかにした。そのうえで、記事成立の前後関係や漢籍の編集方針に着目すべきことを指摘した。西田の指摘は、本稿が設定した問題においても示唆に富むものである。

ここで、上述五種の漢籍の成立状況を簡単に確認しよう。⁽¹⁵⁾羽田も指摘するように、⁽¹⁶⁾『唐会要』の大中六年（八五二）までの記事は唐代のものである。『唐会要』は北宋・王溥による編纂物（建隆二年「九六一」成立）ではあるが、⁽¹⁷⁾唐代の蘇冕撰『会要』（唐初〜徳宗貞元年間「七八五―八〇五」）と崔鉉監修『続会要』（貞元年間「七八五―八〇五」）（宣宗大中六年「八五二」）とを合わせ、さらに王溥編纂時に大中七年（八五三）以降の記事を補足して成ったものである。『会要』『続会要』の記事は、ほぼそのまま用いられているから、⁽¹⁸⁾同時代史料とみなすことが可能である。

五代後晋・劉昫等撰『旧唐書』（以下『旧書』）は開運二年（九四五）に成立したが、明代に完本が失われ、嘉靖年間（一五二二〜一五六六）に二種類の南宋紹興残本をもとに再度編纂された経緯を持つ。また、その食貨志が『会要』

『続会要』を継承していることから、外国伝（迴紇伝）については具体的には不詳であるものの、情報の継承関係を有する可能性に留意せねばならない。

のこる『冊府元龜』『新唐書』『資治通鑑』は、みな北宋に成立した。まず、王欽若等撰『冊府元龜』（大中祥符六年「二〇一三」成立。以下『冊府』）のウイグル可汗継襲関係記事については、すでに羽田・山田に重要な指摘がある。すなわち、①本書卷九六七外臣部継襲門二と卷九六五外臣部封冊門三とは情報が矛盾する一方、②卷九六七外臣部継襲門二は『唐会要』卷九八迴紇に依拠する、あるいは同一史料をそのまま採録するという⁽¹⁹⁾。換言すれば、『冊府』外臣部は、同一の部のなかで編集方針が異なるということであり、本書外臣部は少なくとも各巻を個別に検討する必要がある。また、この状況が外臣部以外にもみられる可能性も考慮せねばならない。つぎに、歐陽脩・宋祁等撰『新唐書』（嘉祐五年「一〇六〇」成立。以下『新書』）は、西田の指摘によれば、その回鶻伝は少なくとも『唐会要』『旧書』『冊府』を参照する（二一九頁）が、その編集方針に問題があることは上述のとおりである。そして、司馬光撰『資治通鑑』（元豊七年「一〇八四」成立。以下『通鑑』）はもっともおそく成立し、周知のように、上記諸漢籍のみならず実録・野史など多くの史料を参照する。

以上から、本稿で扱うウイグル可汗の継襲問題に関して、この五書の記事成立の順は、古いものから列举すれば『唐会要』→『旧書』→『冊府』→『新書』→『通鑑』となる。また、情報の継承関係も概ねこれに準じると考えられるが、『冊府』と『新書』は成立時期が近いので、直接の継承というよりは同じ材料に拠り記事をそれぞれ独自に編集した可能性が高い⁽²⁰⁾。また、上述の如く『旧書』は散逸の経緯がある点、『冊府』は各巻で情報採択の方針が異な

る可能性がある点に注意せねばならない。

さらに、ウイグル可汗の継襲に関する従来の研究では、漢籍間の情報の継承に関して、継承されなかったもの、つまり前代の漢籍に記載される情報を後代の漢籍が採択しない事例については等閑視されてきた。しかし、官撰書物の場合、後代の漢籍が前代漢籍の情報を不採択とするには概ね何らかの理由があるはずで、それは当該書物の編集方針に関わる問題である。本稿ではこの点についても注意したい。

(二) ウイグル可汗の交代に関する記事

諸漢籍のウイグル可汗冊立記事をみると、大きく二つに分類できる。すなわち、①唐より派遣された弔祭・冊立の使者の情報とともに可汗交代・冊立の情報を有するもの、②可汗の交代・冊立記事のみを有するものである。それぞれの具体例をあげれば、つぎのようになる。

① 『旧書』卷一四九張薦伝(四〇二四頁)⁽²¹⁾

會差使冊迴紇毗伽懷信可汗及弔祭、乃命薦兼御史中丞、入迴紇。

會たま差使を差はし迴紇毗伽懷信可汗を冊し、及び(前代可汗を)弔祭せんとするに、乃ち薦に命じ御史中丞を兼ね、迴紇に入らしむ。

② 『旧書』卷一九五迴紇伝(五二一〇頁)

貞元十一年六月庚寅、册拜迴紇騰里邏羽錄沒密施合祿胡毗〔伽〕懷信可汗。

ウイグル可汗の系譜と唐宋漢籍史料 村井

〈表1 ヲイグル可汗の弔祭・冊立と唐派遣使者〉

		唐会要	旧唐書	冊654	冊965	冊979	冊980	新唐書	通鑑
懐信可汗	冊立	張薦(卷98) 貞元10年(794)5月	張薦(紀・張薦伝) 貞元11年(795)5月庚寅		張薦 貞元11年5月			張薦(回伝・張薦伝) 貞元11年	張薦 貞元11年5月庚寅
	弔祭	孫果(卷98) 永貞元年(805)11月			孫果 永貞元年11月			孫果(回伝) 永貞元年	孫果 永貞元年11月
騰里可汗(A)	冊立	孫果(卷98) 永貞元年11月			孫果 永貞元年11月		[孫果 永貞元年11月]	孫果(回伝) 永貞元年	孫果 永貞元年11月
	弔祭	張茂宣(卷98) 元和7年(812)正月							
B	冊立	張茂宣(卷98) 元和7年正月							
	弔祭	李孝誠(卷98) 元和11年(816)11月							
保義可汗	冊立	李孝誠(卷98) 元和11年11月	[柳晟(柳晟伝) 元和年間]	[柳晟 元和初 兼弔祭使]	柳晟 元和3年(808)5月 ※本文註(43) 参照			李孝誠(回伝) 元和3年 [柳晟(柳晟伝) 元和年間]	
	弔祭		裴通(回伝) 長慶元年(821)4月						
崇徳可汗	冊立	胡証(卷6・98) 長慶元年5月(卷6) ／7月(卷98)	裴通(回伝) 長慶元年4月 胡証(紀・回伝) 長慶元年5月甲子		裴通 長慶元年4月	胡証 長慶元年5月甲子		?(回伝) ※使者個人名・日付なし	
	弔祭	鄭權(卷98) 長慶3年(823)					[于人文 宝曆元年(825)3月]		

昭礼 可汗	冊立	鄭權(卷98) 長慶3年	? (紀・回伝) 宝暦元年5月庚申 (紀)/長慶2年 (822)5月(回伝) ※使者個人名なし 本文註(37)参照	? 宝暦元年5月 ※使者個人名なし	「于人文 宝暦元年 3月」	? (回伝) 敬宗即位之年(長 慶4年[824]?) ※使者個人名なし	于人文 宝暦元年 3月辛酉
	弔祭	唐弘実(卷98) 大和6年(832)	唐弘実(回伝) 大和7年(833)		「唐弘実 大和7年 4月」		
彰信 可汗	冊立	唐弘実(卷98) 大和6年	唐弘実(紀・回伝) 大和7年4月甲申	唐弘実 大和7月(年) 4月	「唐弘実 大和7年 4月」	唐弘実(回伝) 大和7年	

※略称…唐会要=『唐会要』卷6和蕃公主雜錄、卷98通統、冊=『冊府元龜』、卷654秦使部恩獎門、卷965外臣部封冊門3(宋本なし)、卷979外臣部相親門2、卷980外臣部通好門、通鑑=『資治通鑑』、回伝=通統伝/回鶻伝
 ※「」…弔祭・冊立使担当記事はあるが対象の可汗名を記さないもの、または可汗名を記すが該当者不明のもの。
 ※使者の具体的任務を記載しない「入回鶻使」の事例は含めない。

貞元十一年(七九五)六月庚寅、迴紇騰里邏羽錄沒密施合祿胡毗〔伽〕懐信可汗を冊拜す。

とくに、①の記事には「派遣された使者の記録」という要素が加わっている。そこで(一)で述べた羽田・山田の指摘、各漢籍の成立状況と、上記①の「使者」に注目して、懐信可汗から彰信可汗までの冊立・弔祭の状況を示すと、〈表1 ウイグル可汗の弔祭・冊立と唐派遣使者〉のようになる。すなわち、横は、左から右に漢籍記事成立の順を示し、縦は時代順で、上から下に歴代可汗の弔祭・冊立を行った使者を記す。

〈表1〉をみると、まず『唐会要』は、使者派遣の記録が他書に比べて充実していることが注目される。ここから本書は、使者派遣の記録をウイグル可汗交代記事の主要要素として構成していると考えることが可能である。つき

に、一度散逸した『旧書』は保留するとして、『冊府』『新書』『通鑑』は、必ずしも最も古い『唐会要』の記事をたねに継承しているわけではないことが判明する。

さらに、山田説は滕里可汗(A)とBの存在を否定するのだが、『唐会要』はこの両可汗の存在および彼らに対する弔祭・冊立の使者を記し、他書も一部同意する。ここで山田説と矛盾する両可汗の弔祭・冊立を担当したとされるのは、孫杲・張茂宣・李孝誠の三人の使者である。以下、章をあらため、この三人の使者について検証する。

二 新史料による唐朝派遣使者の検証——孫杲と張茂宣の事例

従来、ウイグル可汗継襲問題は、主に伝世史料である漢籍の該当事事の比較や数量の多寡によって判断されてきたが、本章ではこれらとは異なる要素をもつ新史料、すなわち唐側使者の墓誌を使用する。前章であげた山田説と矛盾する可汗の弔祭・冊立を担当した三人の唐側使者のうち、孫杲と張茂宣(表1)の墓誌が発見されているので、まずはこの二人について検証しよう。

(一) 孫杲(元和四年「八〇九」閏三月二十四日死去、享年六八)

山田はこの使者について、徳宗貞元二十年(八〇四)のウイグルとの国交再開を機に派遣された、唐側が懐信可汗をウイグル可汗として認める「冊迴紇可汗」の使者だったと述べる(二〇六頁)。しかし、懐信可汗に対してはすでに貞元十一年(七九五、『唐会要』では貞元十年「七九四」)に張薦が派遣されて冊立が行われており、山田の主張とは

矛盾する。マッケラスはこの点に鑑み、懐信可汗に対し前回の冊立で贈られていなかった名号を、孫杲派遣により贈ったのだらうと述べる（一八九頁）。

一方、漢籍の状況は、（表1）の如く『旧書』には記録がなく、『唐会要』『冊府』巻九六五・巻九八〇および『新書』『通鑑』は、孫杲を懐信可汗の弔祭・滕里可汗の冊立の使者とする。そして、これらの記録こそが滕里説——貞元年（八〇五）十一月における懐信可汗から滕里可汗への交代——の重要な根拠となっている。

では、「孫杲墓誌」について検証したい。この墓誌は、早く一九八九年に『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』において拓本写真が公表され、現在では拓本写真・録文ともに複数の資料集で確認が可能である。⁽²³⁾しかし、いずれの拓本写真も画像が不鮮明で、録文との対照が難しい。そこで筆者は、北京の国家図書館に所蔵される原拓を調査した。⁽²⁴⁾その際、本墓誌では誌文全体を通じて尊敬表現が規則正しく行われているという事実に気づいた。すなわち、皇帝の名に対し二つの空格、皇室・朝廷関連および孫杲とその父祖に一つの空格、妻常氏の父祖に欠筆を用いている。以下に墓誌に記される孫杲のウイグルへの派遣部分を示す（○は空格、傍線と番号は筆者による）。

時偶○旁求之詔、雅符廉問之薦、再居○王府、步武鵬行。①屬○○順宗升遐、天下震悼。○○今上嗣位、率土稱慶、宜申興亡之運、俾竭梯航之誠、率由此道、爰命傑俊。○公有和眾之德、應對之才、固當杖旄節之雄、②告○存歿之役。③歷砂磧、履堅氷、展以忠貞、深入遐阻、恭宣○漢詔、深愴蕃情。初結葬衣之悲、旋切來○朝之戀。昔年漢使、因或拘留、既悅甘言、悉還京闕。罷羊馬之入、杜縑繪之求、安彼虜庭、存○我國用、不辱○君命、美哉使乎。

時に偶たまま旁求の詔あり、雅よより廉問の薦に符せば、再び王府に居り、武の鵠行（朝官の行列）を歩む。①順宗の升遐に屬あたり、天下震悼す。今上位を嗣つぎ（憲宗、永貞元年「八〇五」八月）、率土稱慶すれば、宜く興亡の運を申べ、梯航の誠を竭とくしむべく、此の道に率由し、爰こゝに傑俊に命ず。公（孫杲）は和眾の徳、應對の才有り、固より旃節を杖とるの雄、②存歿を告ぐるの役に當る。③砂磧を歴、堅氷を履み、展ぶるに忠貞を以てし、深く遐阻に入り、恭しんで漢詔を宣べ、深く蕃情を愴ましむ。初めて葬衣の悲を結び、旋かえりて來朝の戀を切にす。昔年の漢使、因りて或は拘留せらるるも、既にして甘言に悦べば、悉く京闕に還る。羊馬の入るを罷め、縑綰の求めを杜とぎ、彼の虜庭を安んじ、我が國用を存し、君命を辱めず、美はしきかな使するや。

墓誌は、孫杲の派遣時間を憲宗が即位した永貞元年（八〇五）八月以降の、戈壁沙漠の北に「堅氷」が張る時期だと記す（傍線部③）。これは漢籍史料が記す十一月と概ね符合するだろう（表1）。つぎに孫杲の任務については、墓誌は順宗から憲宗への唐皇帝交代の状況を述べ（傍線部①）、彼が「告○存歿之役」に任命されたことを記す（傍線部②）。つまり、彼は順宗の死去および唐皇帝の交代をウイグル側へ告げる「告哀使」だったのであり、これは漢籍史料が弔祭冊立使だと記す状況と完全に矛盾する。

なお、「孫杲墓誌」を紹介した陳璋と李金鑫は、いずれも墓誌のこの部分を諸漢籍の記事と比較し、墓誌が記す孫杲の任務を弔祭冊立使だと認めるが、墓誌の文脈からみても、空格的な位置からみても、この「存歿」は唐皇帝の状況を記すものである。

ただし、諸漢籍のうち『冊府』卷九八〇外臣部通好門のみは、

憲宗永貞元年十一月、以通王府長史孫果爲鴻臚少卿兼御史中丞・持節充冊立廻鶻使。

憲宗永貞元年（八〇五）十一月、通王府長史孫果を以て鴻臚少卿兼御史中丞・持節充冊立廻鶻使と爲す。

と、他書とは異なり、孫果の肩書きについて「通王府長史」という具体的な情報を有する。これは墓誌の「再居〇王府」と概ね符合するから正しい情報であろう。北宋期にはまだ孫果が親王府僚佐であった記録が残っていたとみられる。しかしその一方で、上掲記事は孫果の任務を「冊立廻鶻使」と記し、墓誌と矛盾する。では、墓誌の撰者（姓名不明）が任務を誤解したのだろうか。

ここで墓誌序文の末尾に、「嗣子（孫鍊）予の還往の分の深きを以て、誌を爲すを託せられ、爰に茂實を徵し、用て貞石に刊す（嗣子以予還往分深、見託爲誌、爰徵茂實、用刊貞石）」とあることに注目したい。墓誌の撰者は長男孫鍊から誌文作成を依頼された際に、生前の孫果に関する資料を直接受け取ったはずであるから、その官職や任務を誤る可能性は極めて低いと考えられる。このことから『冊府』巻九八〇については、北宋期に存在した孫果の肩書きに関する情報と、冊立使の情報（おそらくこれより早く成立した『唐会要』あるいは『統会要』由来のもの）という二系統の情報を作成した記事とみるべきである。

なお、この孫果の肩書きに関する情報については、告哀使任命の情報を含まないかつと推測される。というのも、もし告哀使の情報を含まないならば、後述の張茂宣・鄭権の例の如く、少なくとも『冊府』『新書』『通鑑』は孫果の派遣記事自体を採択しない、あるいは、この三書の間で異なる情報採択がなされた可能性が考えられるからである。

以上から、孫果は弔祭冊立使ではなく、順宗の死去を伝える告哀使としてウイグルに派遣されたのである。諸漢籍の成立状況から、彼を弔祭冊立使とする情報は『唐会要』から他書に継承されたと考えられる。

(二) 張茂宣(元和九年「八一四」三月二七日死去、享年四六)

漢籍における張茂宣のウイグル派遣記事は、

『唐会要』卷九八廻紇(二〇七三頁)⁽²⁸⁾

(元和)六年、迴鶻可汗卒。遣使掘野居葛勒將軍來告喪。七年正月、冊命可汗爲軍登里邏骨德密施合毗伽可汗、命檢校工部尙書・鴻臚卿兼御史大夫張茂宣持節弔祭冊立之。

(元和)六年(八一二)、迴鶻可汗卒す。掘野居葛勒將軍を遣使し來たり喪を告ぐ。七年(八一三)正月、可汗を冊命し軍登里邏骨德密施合毗伽可汗と爲し、檢校工部尙書・鴻臚卿兼御史大夫張茂宣に命じ節を持しこれを弔祭冊立せしむ。

『冊府』卷九八〇外臣部通好門(宋本三九一五頁、明本一一五一五頁)

(元和)七年正月癸未、以鴻臚卿張茂宣充入迴鶻使、通事舍人張賈副焉。

(元和)七年(八一三)正月癸未、鴻臚卿張茂宣を以て入迴鶻使に充て、通事舍人張賈もてこれに副はしむ。

とある二件のみで、他書はみな採らない(表1)。上掲『唐会要』では、張茂宣は元和七年(八一三)正月に派遣された滕里可汗の弔祭、Bの可汗の冊立の使者として記される。

近年、彼の墓誌が発見され、現在は大唐西市博物館に所蔵されている。誌文から、張茂宣は義武軍節度使張孝忠の子・張茂昭の同腹弟であることが判明した。⁽²⁹⁾ ウイグルへの派遣に関しては以下のように記される。

順宗皇帝登極、念羽衛之勤、詔兼御史中丞。今天子即位、寵三朝之舊、特加御史大夫。而累上表章、亟論邊事、拜左金吾將軍、轉鴻臚卿、竝兼御史大夫。元和七年春、以本官加檢校工部尚書、充持節入廻鶻使。奉命星馳、車無停軌、曾未累月、達單于庭。時虜之酋長、方(放)肆傲慢、公抗節直進、諭之禮義、以三寸舌、挫十萬虜。虜於是屈膝受詔、遣使納貢、來與公俱。八年春、復命、詔授檢校工部尚書兼光祿卿。明年三月廿七日、寢疾薨于懷遠里之私第、春秋四十有六。

順宗皇帝登極し(永貞元年「八〇五」正月)、羽衛の勤を念ひ、詔して御史中丞を兼ねしむ。今天子(憲宗)即位し(同年八月)、三朝の舊を寵し、特に御史大夫を加ふ。而して累ねて表章をたてまつ上りしほし亟ば邊事を論ずれば、左金吾將軍を拜し、鴻臚卿に轉じ、竝びに御史大夫を兼ね。元和七年(八一二)春、本官を以て檢校工部尚書を加え、持節入廻鶻使に充てらる。命を奉じて星馳し、車の停軌する無くんば、曾すなはち未だ累月せずして、單于庭に達す。時に虜の酋長、方(放)肆傲慢なれども、公抗節もて直進し、これに禮義を諭し、三寸の舌を以て、十萬の虜を挫く。虜是に於て膝を屈して詔を受け、使を遣し貢を納めんとし、來るに公と俱にす。八年(八一三)春、復命すれば、詔して檢校工部尚書兼光祿卿を授く。明年(八一四)三月廿七日、寢疾し懷遠里の私第に薨ず、春秋四十有六。

この誌文から、張茂宣は確かにウイグルへ派遣された使者だったことが判明する。さらに墓誌が記す彼の派遣時

間と派遣時の官職は、ともに上掲『唐会要』と『冊府』卷九八〇の両記事と符合する。しかし、肝心の任務については、墓誌は『冊府』卷九八〇と同じく「入廻鶻使⁽³⁰⁾」とし、またウイグル国内における活動についても、弔祭冊立使であったか否かという具体的任務を記さない。

ここで上掲『冊府』卷九八〇をみれば、やはりこの巻は独自情報を有しており、張茂宣の副使「通事舍人張賈」の存在を記す。つまり、張茂宣あるいは張賈に関する記録（実録・辞令・詔勅・行状など。一件とは限らない）が北宋期になお存在したのである。しかし、その一方で〈表1〉の如く、『冊府』の他巻、また同じ北宋期成立の『新書』『通鑑』は、すべて張茂宣ら派遣の記録を採らない。これはなぜだろうか。

まず、『新書』など複数の漢籍が前代の『唐会要』の記録を採らなかったという事実は、とりもなおさず、そうすべき理由があったとみるべきである。つまり、上述の張茂宣や張賈に関連する記録が『唐会要』の「張茂宣Ⅱ弔祭冊立使」の情報と矛盾していたと考えられる。そして『冊府』卷九八〇のみは、この状況に鑑みて張茂宣のウイグル派遣の事実のみを採り、具体的任務の記載を意図的に避けたと考えられる。逆に、もし当時「張茂宣Ⅱ弔祭冊立使」の情報と矛盾する情報が存在しなかったのであれば、『冊府』卷九八〇は孫杲の記事と同様に、張茂宣についても「入廻鶻（弔祭）冊立使」と書いたはずである。

このように、張茂宣はウイグルに派遣された使者ではあったが、弔祭冊立使ではなかったといえる。冒頭で述べたように、懐信・保義両可汗の間に存在したとされるBはウイグル史研究者によってすでにその存在を否定されているが、以上の考証もその傍証となろう。

三 『唐会要』の問題

以上の考察から、孫果・張茂宣については、本来諸漢籍の記事の典拠であるはずの『唐会要』の記事に誤りがあるのではないかと強く疑わざるをえなくなる。そもそも、『唐会要』の研究においてはテキストの問題、すなわち殿版と四庫全書本および抄本とは内容に大きな違いがあること、また上述のように、『会要』と『統会要』の記事はほとんどそのまま用いられているなどの点が指摘されている⁽³¹⁾。

唐によるウイグルへの弔祭・冊立の使者派遣に関する記事については、筆者が調査したところ、『唐会要』殿版・四庫全書本・抄本ともに大きな異同はみられないから、その記事の誤りは伝世の際に生じたものではなく、『唐会要』編纂時より存在した問題であり、前身の『統会要』に問題があった可能性がある。前章では、〈表1〉から『唐会要』が使者派遣の記録をもとに可汗の交代記事を構成していることを指摘したが、ここではさらに、その編纂方針について検討する。

まず、〈表1〉で崇徳可汗の冊立使として現れる胡証と裴通に注目したい。『唐会要』は長慶元年（八二二）四月に崇徳可汗の冊立記事のみ掲げ、使者派遣には触れず、七月に太和公主の降嫁を述べ、胡証を「送公主及册可汗使」⁽³³⁾とする（表1）。しかし、『旧書』では胡証と裴通両者についてともに記されること、さらに、裴通の冊立使任命の辞令や、裴通を使者とする保義可汗の弔祭文など⁽³⁴⁾関連の各詔勅類を白居易が起草していることからすれば、胡証は太和公主降嫁に伴い、可汗に加号を行う使者だったと考えられる⁽³⁵⁾。ここから『唐会要』は、この白居易起草の一連

の各文書、あるいはこれをもとに下された詔勅の記録を参照していないことが判明する。

つぎに、〈表1〉で崇徳可汗の弔祭・昭礼可汗の冊立の使者としてみえる鄭權と于人文をとりあげる。まず于人文についてみれば、『冊府』卷九八〇はその書式から対象の可汗名を記さないものの、明確に彼を弔祭冊立使と記すほか、副使裴常の存在を記す。さらに、それに続く四月条には陳璟夫への「入廻鶻弔祭冊立使判官」任命記事がみられ、⁽³⁶⁾于人文を長とする使節団の構成が判明する。また『通鑑』は于人文の派遣時間を「(寶曆元年)三月辛酉」と、日付まで明記する(〈表1〉)。

一方、鄭權に関して、両『唐書』鄭權伝および『冊府』卷六五三奉使部称旨門・卷六六二奉使部絶域門は、すべて彼の任務をウイグル側に憲宗の死去を通知する「告哀使」だったと記す。以上の状況からみれば、鄭權・于人文に関しては北宋期になお記録が残っていたと考えられ、崇徳可汗の弔祭・昭礼可汗の冊立の使者は于人文だったと判断できる。⁽³⁷⁾

つまり、ここでも『唐会要』の誤りが疑われるが、では、『唐会要』にはどのように記されるのか、『旧書』鄭權伝の記事と比較しよう。

『唐会要』卷九八廻紇(二〇七四頁)

(穆宗長慶)三年、崇徳可汗卒、其従父弟曷薩可汗立、遣使來告喪。冊曷薩可汗爲愛登里囉汨密施合毗伽昭禮可汗、命工部尙書兼御史大夫鄭權弔祭冊立之。

(穆宗長慶)三年(八二三)、崇徳可汗卒し、その従父弟曷薩可汗立ち、使を遣し來たり喪を告げしむ。曷薩可汗

を冊し愛登里囉汨沒密施合毗伽昭禮可汗と爲すに、工部尙書兼御史大夫鄭權に命じこれを弔祭冊立せしむ。

『旧書』卷一六二鄭權伝(四二四六頁)

穆宗即位、改左散騎常侍、充入迴鶻告哀使。……長慶元年使還、出爲河南尹、入拜工部侍郎、遷本曹尙書。

穆宗即位するや(元和十五年「八二〇」)、左散騎常侍に改め、入迴鶻告哀使に充てらる。……長慶元年(八二二)使して還るに、出でて河南尹と爲り、入りて工部侍郎を拜し、本曹尙書に遷る。

まず、『唐会要』の記述は鄭權の使者としての任務・派遣時間・使者任命時の本官が『旧書』の記事と異なる。とくに工部尙書の職位に注目すれば、『旧書』ではこの就任はウイグルより帰国後のことである。つきに、『唐会要』が記す鄭權の派遣時間である長慶三年(八三三)についてみると、韓愈の「送鄭權尙書序」によれば、鄭權は同年四月に嶺南節度使に任命されて広州に赴任しているから、ウイグルへの派遣は考えがたい。これらは『唐会要』が、韓愈の文章や五代に『旧書』が用いた鄭權伝の材料を参照していないことを示すものである。また、『唐会要』はこのときウイグル側の崇徳可汗の死去を伝える告喪の使者の来朝と可汗交代とを記すが、これらについても疑うべきだろう。

以上から考えると、『唐会要』は鄭權がウイグルに派遣された使者だった情報のみは有していたが、その任務・派遣時間・使者任命時の本官についての情報を欠いていた。そしてこの状況のもとで、とくに鄭權の任務を弔祭冊立使と独自に判断し、これに従って可汗交代記事およびウイグルからの告喪の使者の来朝記事を立てたとみなさざるをえない。

このことは、すでにみた孫杲と張茂宣にも概ねあてはまる。彼らの場合は派遣時間や本官の情報は正しいが、その任務については鄭権と同様に、独自の判断で弔祭冊立使とされ、これに合わせて可汗交代記事や告喪の使者の来朝記事が編まれたと考えられる。そして、この場合の可汗交代記事は、滕里可汗とBという架空の可汗の存在を捏造する結果をもたらしたのである。

以上をまとめると、(一)『唐会要』は限られた材料をもとに編集作業を行った。上述の如く、裴通の例では白居易の文章があり、鄭権の例では韓愈の文章や『旧書』に記録がある点、王溥が『唐会要』を編纂した際に『会要』『統会要』の記事はほとんどそのまま用いた点、ウイグルへの使者派遣記事について『唐会要』の伝世の際に異なる点からみれば、その誤りは前身の『統会要』のものである可能性が高い。

(二)〈表1〉の『唐会要』の状況から、本書(おそらくは『統会要』)は、弔祭冊立使派遣とウイグル可汗の交代とを組み合わせて記述しようとする方針をもっていたとみられる。しかし、(一)の状況のなか、ウイグルへの派遣が判明する使者をこの方針のもとで弔祭冊立使と判断し、それに合わせてウイグル可汗交代関連記事を立てたと考えられる。

(三)『唐会要』(あるいは『統会要』)は他書に先行する漢籍だったため、後代の漢籍に影響を与える場合もあった。孫杲と張茂宣の記事について『唐会要』から他書への影響をみれば、張茂宣の場合は『唐会要』の記事と矛盾する記録が存在したため、『冊府』巻九八〇以外の漢籍は『唐会要』の記事を採らなかった。これは鄭権の場合にも概ねあてはまる。しかし孫杲の場合は、上述の肩書きと『唐会要』以外に関連する記録がなかったため、他書はその誤っ

た記事を採択してしまったのだろう。

なお、『唐会要』巻九八迴紇の永貞元年（八〇五）における「愛登里邏羽德密施俱錄毗伽可汗」（滕里可汗）の冊立を記す部分には、「未だ愛登里邏と懐信とは何なる親たるか詳かにせず、史竝びに載せず（未詳愛登里邏與懐信何親、史竝不載）」という小注が付される（二〇七二頁）。これは『唐会要』の各テキストにみられるので王溥編纂時のものである。⁽⁴⁰⁾すなわち、王溥は『統会要』が記す滕里可汗の継襲、あるいは滕里可汗の存在そのものに疑義を抱いていたとみられる。少なくとも、王溥編纂時に「愛登里邏羽德密施俱錄毗伽可汗」に関しては、『統会要』以外の史書には記録がなかったことは確かである。

四 『新唐書』回鶻伝の問題——李孝誠の事例

保義可汗の冊立については、概ね日中ともに『新書』回鶻伝の上巻を主要な根拠として、元和三年（八〇八）に唐より李孝誠が派遣されて保義可汗を冊立したとみなされている。しかし、同書回鶻伝下巻や『旧書』『冊府』『通鑑』では、李孝誠（または李誠）を副使殷侗とともに和親延期の要請のために派遣された使者として記す。

このように、李孝誠には（弔祭）冊立使とする記録と、和親延期要請の使者とする記録とが併存する。山田は、李孝誠を数回ウイグルに派遣された使者と理解するが（二〇七頁、はたしてそうだろうか。（表1）をみれば、李孝誠以外にも柳晟なる人物を同じ元和年間（八〇六〜八二〇）に冊立使として派遣した記録が存在する。また、李孝誠を冊立使とするのは『唐会要』と『新書』回鶻伝だが、これは『唐会要』の情報を『新書』が継承したものである。

李孝誠の派遣時間については、韓愈の「送殷侗員外使回鶻序」⁽⁴¹⁾に（傍線と番号は筆者による）、

元和睿聖文武皇帝既嗣位、悉治方内就法度。^①十二年、詔曰「四方萬國、惟回鶻於唐最親、奉職尤謹、丞相其選宗室四品一人、^②持節往賜君長、告之朕意。又選舉有經術通知時事者一人、與之爲貳。」由是殷侯侗自太常博士遷尙書虞部員外郎兼侍御史、朱衣象笏、承命以行、朝之大夫、莫不出餞。

元和睿聖文武皇帝（憲宗）既に位を嗣ぎ、悉く方内を治め法度に就く。^①十二年（八一七）、詔して曰く「四方の萬國、惟だ回鶻のみ唐に於て最も親しくして、奉職尤も謹なれば、丞相をしてその宗室四品一人を選び、^②節を持し往きて君長に賜り、これに朕の意を告げしむ。また學に經術有りて時事に通知したる者一人を選び、これに與し貳と爲せ」と。これより殷侯侗は太常博士より尙書虞部員外郎兼侍御史に遷り、朱衣象笏し、命を承け以て行くに、朝の大夫、餞を出さざるなし。

と、元和十二年（八一七、傍線部^①）に詔が下り、彼らが派遣されたことが記される（「其宗室四品一人」は李孝誠、「學有經術通知時事者一人」は殷侗を指す）。『唐會要』では、李孝誠派遣を元和十一年（八一六）十一月とする（表一）。また任務については、韓愈の文章ではウイグル可汗に対し賜り物とともに憲宗の意向を伝えること（傍線部^②）が記されるのみだが、派遣時間からするとウイグル可汗に対する弔祭・冊立の使者ではありえない。以上から『唐會要』は、李孝誠がウイグルに派遣された事実と派遣時間とに関する情報を有していた（ただし〔表一〕の張薦・唐弘実の例の如く一年ずれる傾向がある）が、孫杲・張茂宣・鄭權の例と同じく、李孝誠の任務を弔祭冊立使と独自に判断したと類推できる。⁽⁴²⁾

ところで、上述の西田による『新書』回鶻伝前半部の考察によれば、その編纂方針については、その記述が先行史料記事のつぎはぎで厳密な史料批判がなされていないこと、内容によらずできる限り多くの情報を収録し、つじつまが合わない部分は字句の追加や叙述の並び替えなどの加工を施し、通読を可能としていることなどを指摘する（二二九頁）。これについて、李孝誠の事例を用い同伝後半部分の状況を検証しよう。

保義可汗の冊立および李孝誠・殷侑の派遣に関する各書の記事を列挙したのが〈表2 保義可汗の冊立および李孝誠・殷侑派遣関連記事〉である。まず、『新書』9・10a・10bの記事についてみていく。『新書』9は『旧書』3・4の記事に依拠し、4の誤った派遣時間である「元和八年」を用いる。『新書』10aは、咸安公主の死去と保義可汗の冊立の時間については『唐会要』1aと『旧書』2に依拠し、李孝誠を冊立使とすることは『唐会要』1bに依拠する。しかし〈表1〉の如く、『新書』柳晟伝は『旧書』同伝を継承し、元和年間（八〇六〜八二〇）に彼がウイグル可汗の冊立使だったと記しており（ただし、冊立対象の可汗名を記さない）、『新書』という書物のなかでは、元和間に李孝誠と柳晟の二人の冊立使が派遣されたことになる。また『新書』10bは、『冊府』7またはその原材料に依拠し、使者名を「李誠」とする。しかしこれは少なくとも『旧書』3・4に依拠した『新書』9と矛盾する。

以上から、『新書』回鶻伝の上下巻では、李孝誠を弔祭冊立使とする記事と和親延期要請の使者とする記事とを無批判に両方採択したために、同書殷侑伝（9）や柳晟伝と食い違う結果となり、『新書』というひとつの書物のなかで矛盾をかかえている。これは上記西田の指摘のとおりである。ただし、〈表1〉の使者の記事にみえるように、『新書』はつねに『唐会要』を継承しているわけではないから、まったく無批判に前代の記事を採択しているのでは

〈表2 保義可汗の冊立および李孝誠・殷侑派遣関連記事〉

No.	漢籍	記事	使者任務・備考
1	唐会要98 廻紇	a (元和)三年二月、廻鶻使來告咸安大長公主之喪、廢朝三日。	弔祭冊立使
		b (元和)十一年、廻鶻可汗卒、遣使來告喪。十一月、冊廻鶻可汗爲愛登里邏骨沒密施合毗〔伽〕保義可汗、命宗正少卿兼御史中丞李孝誠持節弔祭冊立之。	
2	旧14 憲宗紀	(元和三年二月)戊寅、咸安大長公主卒於廻紇。……(五月)丙午、正衙冊九姓廻紇可汗爲登囉里汨〔百衲本：泊〕密施合毗伽保義可汗。	
3	旧165 殷侑伝	元和中、累爲太常博士。時廻紇請和親、朝廷計費五百萬緡。朝廷方用兵伐叛、費用百端、欲緩其期、乃命宗正少卿李孝誠奉使宣諭〔百衲本：宣命〕、以侑爲副。	和親延期の要請
4	旧195 廻紇伝	(元和八年)十二月二日、宴歸國廻鶻摩尼八人……。先是、廻鶻請和親、憲宗使有司計之、禮費約五百萬貫、方內有誅討、……故使宰臣言其不可。乃詔宗正少卿李孝誠使于廻鶻、太常博士殷侑副之、諭其來請之意。	和親延期の要請 (派遣年は誤り)
5	冊661 奉使部 守節門	殷侑、憲宗時、爲太常博士。時廻紇請和親、乃命宗正少卿李孝誠奉使、以侑爲副。	和親延期の要請
6	冊662 奉使部 絶域門	殷侑爲太常博士。元和中、廻紇請和、憲宗仍命宗正少卿李孝誠奉使宣命、以侑爲副。	和親延期の要請
7	冊979 外臣部 和親門2	(元和)十二年、廻鶻又遣摩尼僧寺等八人至。帝使有司計之禮費約五百萬貫、時方內有誅討、……使宰臣言其不可。詔宗正少卿李孝誠使于廻鶻、太常博士殷侑〔明本：殷有〕副之、諭其來請之意。	和親延期の要請
8	冊980 外臣部 通好門	(元和十一年)十一月、以宗正卿李孝誠兼御史中丞充入廻鶻使。	具体的任務の記載なし
9	新164 殷侑伝	元和八年、回鶻請和親、朝廷以仰費廣劇、欲紓以期。詔侑・宗正少卿李孝誠使回鶻……。	和親延期の要請 (派遣年は誤り)

10	新217上 回鶻伝	a	(元和)三年、來告咸安公主喪。…… 無幾可汗亦死、憲宗使宗正少卿李孝誠 冊拜愛登里羅汨蜜施合毗伽保義可汗。	(弔祭)冊立使
	新217下 回鶻伝	b	(元和?年)回鶻之請昏、有司度費當 五百萬、帝方內討彊節度、故遣宗正少 卿李誠・太常博士殷侗往諭不可。	和親延期の要請
11	通鑑237		(元和三年)二月戊寅、咸安大長公主薨于 回鶻。三月、回鶻騰里可汗卒。 ……(五月)丙午、冊回鶻新可汗爲愛登里 囉汨蜜施合毗伽保義可汗。	
12	通鑑240		(元和十二年、春正月)回鶻屢請尙公主、 有司計其費近五百萬緡、時中原方用兵、故 上未之許。二月辛卯朔、遣回鶻摩尼僧等歸 國。命宗正少卿李誠使回鶻諭意、以緩其期。	和親延期の要請

※略称: 旧 = 『旧唐書』、新 = 『新唐書』、冊 = 『冊府元龜』、通鑑 = 『資治通鑑』、
アラビア数字は巻数。

※冊661・662はともに宋本なし。

ないことにも注意すべきである。

つぎに、『新書』の「李誠」と「李孝誠」の矛盾は『冊府』
5・8にもみられる現象であることからすれば、北宋期にこ
の記事の原材料に二つの系統があった可能性がある。『冊府』
5・6の「李孝誠」とする系統は『旧書』3・4に由来する
可能性もある。

また『冊府』8(卷九八〇)に注目すれば、張茂宣の例と同
じく、ここでも「入廻鶻使」とし具体的任務の記載がない。
これは『唐会要』1bの派遣時間および李孝誠を冊立使とす
る情報と、他書の和親延期要請の使者とする情報との矛盾か
ら、具体的任務の記載を避けたものとみられる。ここに『冊
府』卷九八〇の編集方針がうかがえよう。

『通鑑』12は、『冊府』7・8や『新書』10bまたはこれらの
原材料を継承して「李誠」を用いる。一方、『通鑑』11では
『旧書』2に依拠し、『唐会要』1bと『新書』10aの李孝誠
を冊立使とする情報を採択しない。ここから『通鑑』は、前

代史料を広く参照し考証していることが確認できる。ただし、本書は永貞元年（八〇五）の孫杲の弔祭冊立使派遣記事を探択してしまったため（表1）、11では矛盾が生じないように、咸安公主死去の記事と保義可汗冊立の記事との間に「回鶻騰里可汗卒す（回鶻騰里可汗卒）」の一文を入れざるをえなかったとみられる。さらに、これを前代史料にない三月に繫したのは、『新書』10aの「幾いんばもなくして可汗も亦た死す（無幾可汗亦死）」の語の影響を受けたと思われる。

以上をまとめると、李孝誠は和親延期の要請のために元和十二年（八一七）に殷侗とともにウイグルへ派遣された使者であり、保義可汗の冊立使は柳晟であった。『冊府』巻六五四は柳晟が弔祭使も兼ねていたことを記すが（表1）、これが正しいとすれば、上述の孫杲・張茂宣の状況から考えると、柳晟の弔祭の対象は懐信可汗である。⁽⁴³⁾

おわりに

本稿の結論を述べれば、山田が主張する「懐信—保義」の直接継襲説は正しく、これに従うべきである。滕里可汗とBは、ともに『統会要』の編集作業から生じた架空の存在だったと考えられる。そして、ここから生じた誤りは、北宋期に成立した『冊府』『新書』『通鑑』に影響を与え、たとえば『新書』が『唐会要』（『統会要』）の誤りのうえにさらなる誤りをおかし、情報を錯綜させているように、各書（少なくとも『冊府』外臣部ではさらに各巻）がそれぞれの方針で再編集した結果、可汗継襲記事の「混乱」が発生したのである。

また本稿の考察より、懐信可汗から彰信可汗までの唐側冊立使はつぎのように判明する（冊立使は概ね前代可汗の

弔祭使を兼ねる⁽⁴⁴⁾。

懐信可汗—張薦

保義可汗—柳晟

崇徳可汗—裴通⁽⁴⁵⁾（副使賈隣）

昭礼可汗—于人文（副使裴常）

彰信可汗—唐弘実（副使嗣沢王李溶）

滕里可汗存在説における在位年間は八〇五〜八〇八年の短期であり、顕著な活動の記録もないため、その存在が否定されても、この説を採用する論文における一般的な状況解説の場合にはさほど大きな影響はないだろう。ただし、懐信可汗の在位年代を八〇五年までとし、これを根拠に論じた研究や、滕里可汗の存在を主たる根拠として論じた研究⁽⁴⁶⁾については再考を要する。

今回取り上げた唐宋基本史料の漢籍のうち、『唐会要』は大中六年（八五二）までの記事が同時代史料であるため、その史料価値は高いとみなされてきた。しかし、少なくとも巻九八廻紇の『統会要』部分については信用に足るものではなかった。これは廻紇項目のみの問題か否か、同じ外国項目やそのほかの項目についても、かつて古畑らが考察したテキストの問題と並行して検討する必要があるだろう。さらに、蘇冕の『会要』部分の状況や、『唐会要』記事の他書への影響あるいは他書におけるその採択状況も考慮すべき問題である。

【本稿使用五種漢籍典拠一覽】

・『旧唐書』…百衲本（宋紹興刊本、台湾商務印書館、一九六七年）、中華書局標点活字本（一九七五年）。

・『新唐書』…百衲本（北宋嘉祐刊本、台湾商務印書館、一九六七年）、中華書局標点活字本（一九七五年）。

ウイグル可汗の系譜と唐宋漢籍史料 村井

- ・『唐会要』…【標点活字本】上海古籍出版社（一九九一年）。【殿版】静嘉堂文庫所藏武英殿聚珍版本（内聚珍版本）。
- 【四庫全書本】文淵閣四庫全書（台湾商務印書館、一九八三～一九八六年）、天津閣四庫全書（商務印書館、二〇〇五年）。
- 【抄本】北京大学図書館所藏李盛鐸旧藏清抄本、国家図書館所藏清抄本二種（「北京b」「北京c」）、台北国立中央図書館所蔵明（もしくは清康熙以前）抄本（「台北B」）・清抄本（「台北A」）、静嘉堂文庫所蔵清抄本。
- ・『冊府元龜』…中華書局影印版『冊府元龜』（一九六〇年、明本と表記）、同『宋本冊府元龜』（一九八九年、宋本と表記）。
- ・『資治通鑑』…中華書局標点活字本（一九五六年）、四部叢刊初編縮本（台湾商務印書館、一九七五年）。

註

- (1) Aは、『唐会要』『冊府』では「愛登里邏羽德密施俱録毗伽可汗」、『新書』『通鑑』では「滕（または騰）里野合俱録毗伽可汗」などと表記される。Bは、『唐会要』『冊府』では「軍（または君）登里邏骨德密施合毗伽可汗」などと表記される。なお、可汗名の漢字表記は諸史料で異同がある。諸漢籍の記事の状況は、田坂興道「中唐に於ける西北辺疆の情勢に就いて」『東方学報（東京）』一一二、一九四〇年、二〇三～二〇四頁註三〇、羽田亨「唐代回鶻史の研究」、同著『羽田博士史学論文集』歴史篇（上巻）、東洋史研究会、一九五七年、二一五～二一六頁参照。
- (2) 『東洋学報』三三・三・四、一九五一年（のち、遺稿集である山田信夫著『北アジア遊牧民族史研究』東京大学出版会、一九八九年に収録）。本稿では著者自らの手による前者を参照する。
- (3) たとえば、田坂前掲註(1) 論文、一七九～一八〇頁および二〇三～二〇四頁註三〇、小野川秀美「回鶻の隆替」、『支那地理歴史大系』刊行会編『支那周辺史』上巻、白揚社、一九四三年、四一〇～四二二頁、羽田前掲註(1) 論文、二一五～二一六頁。
- (4) 安部健夫著『西ウイグル国史の研究』彙文堂書店、一九五五年、一八八～一九九頁、森安孝夫「C. マッケラス

著『両唐書』より見たウイグル帝国(書評)『東洋学報』五五―一三、一九七二年、一三三―一三四頁および「ウイグルⅡ」マニ教史の研究』『大阪大学文学部紀要』三一・三二、一九九一年、一八二頁。

(5) Mackerras, C. "The Dates of the Khaghans 'Hui-hsin' and 'Pao-i'", Mackerras, C., ed. and tr. *The Uighur Empire According to the Tang Dynastic Histories: A Study in Sino-Uighur Relations 744-840*, Canberra, 1972, pp. 187-193. なお、仏語 *de* Hamilton, J. *Les Ouighours à l'époque des Cinq Dynasties: d'après les documents chinois*, Paris, 1988, pp. 140-141では、一九五五年初版の滕里説を採用した記述となっているが、序文の訂正一覧において、安部・マッケラスに拠り山田説に訂正している(p.VIII)。

(6) 劉義棠著『維吾爾研究』正中書局、一九七五年所収。

(7) 王恩慶訳「九姓回鶻可汗の譜系——漠北時代回鶻史料記——」中国社会科学院民族研究所歴史研究室資料組編訳『民族史訳文集』二、一九七八年、二四―四三頁。

(8) 羽田前掲註(1)論文。この論文は羽田没後に論文集に収録されたものであり、執筆時期は山田論文公表以前である。

(9) 劉美崧著『両唐書回紇伝回鶻伝疏証』中央民族学院出

ウイグル可汗の系譜と唐宋漢籍史料 村井

版社、一九八九年、七三頁。また「唐代回紇(鶻)君主及可汗世系表」では「通鑑」に拠り「騰里可汗」の名を挙げ、その備考欄に「あるいは懐信可汗のもう一つの称号だと思われる(或以為即懐信可汗之另一称号)」と記す。

(10) 劉美崧前掲註(9)書、二二五頁。また程溯洛著『唐宋回鶻史論集』人民出版社、一九九三年、一一五―一二六頁参照。

(11) 林幹・高自厚著『回紇史』内蒙古人民出版社、一九九四年、四五―四七頁。

(12) 林幹著『突厥与回紇史』内蒙古人民出版社、二〇〇七年、一七一頁、二三一頁、四四九―四五二頁。なお、耿世民著『古代突厥文碑銘研究』の「回鶻可汗世系表」(中央民族大学出版社、二〇〇五年、二二―二三頁)は山田説を採る。また、尹偉先「回鶻与吐蕃対北庭、西州、涼州的争奪」(『西北民族研究』一九九二―二、八〇頁、註五)も明確に劉義棠の主張を却け山田説を採るが、これらは現在の中国の学界では顧みられていない。

(13) 山田論文には、史料表記において巻数や書名を書き誤るなどのケアレスミスもあり、この点も不信感を与えた可能性がある。

(14) 西田祐子「新唐書」回鶻伝の再検討——唐前半期の鉄

一八五

勅研究に向けて——『内陸アジア言語の研究』二六、二〇
 一二年。

(15) 各漢籍の基本情報については、神田信夫・山根幸夫編『中国史籍解題辞典』燎原書店、一九八九年参照。

(16) 羽田前掲註(1)論文、二一六頁および「九姓回鶻と Toquz Ouz との関係を論ず」同著『羽田博士史学論文集』歴史篇(上巻)、三二九頁。

(17) 鄭明によれば、実際は当時の史館の人員との共同作業で、王溥は監修者であったという(鄭明「《唐会要》初探」中国唐史学会編『中国唐史学会論文集』三秦出版社、一九八九年、一七〇頁)。

(18) 鄭明前掲註(17)論文、一六八〜一六九頁。

(19) 羽田前掲註(1)論文、二一六頁、山田前掲註(2)論文、九八頁。

(20) 西田前掲註(14)論文、一一七頁、註五五。

(21) 中華書局標点活字本の頁数を示す。なお『旧書』百納本はウイグルを廻紇・廻鶻と表記するが、本稿では標点活字本の表記に従う。

(22) 『旧書』卷二三徳宗紀では貞元十一年五月庚寅(二四日)とする(三八一頁)。同年六月には庚寅は存在しないため、五月が正しい(平岡武夫著『唐代の暦』同朋社、一九

七七年、二二〇頁)。

(23) 墓誌原題「唐故蔚州刺史兼御史中丞孫府君墓誌銘并序」。拓本写真は、北京図書館金石組編『北京図書館藏中国歷代石刻拓本匯編』二九、中古古籍出版社、一九八九年、四六頁および張寧等主編『隋唐五代墓誌匯編』北京卷附遼寧卷二、天津古籍出版社、一九九一年、三七頁に収録。録文は、周紹良主編『唐代墓誌彙編』下、上海古籍出版社、一九九二年、一九六九〜一九七〇頁、呉鋼主編『全唐文補遺』四、三秦出版社、一九九七年、九〇〜九一頁などに収録。

(24) この調査においては、北京大学史睿氏・国家図書館程佳羽氏の多大なる協力を得た。心より謝意を表したい。

(25) この年の正月には徳宗が死去したが、董文粵という宦官の墓誌には「(貞元)廿一年(八〇五)、奉敕充迴鶻告哀宣慰使」とあり、徳宗死去の際にも告哀使がウイグルへ派遣されたことが確認できる。董文粵の墓誌(原題「大唐故幽州盧龍節度監軍宣義郎内侍省掖庭局令員外置同正員上輕車都尉賜紫金魚袋隴西董府君墓誌銘并序」)は、呉鋼主編『全唐文補遺』三三、三秦出版社、一九九六年、一六八〜一六九頁および中国文物研究所等編『新中国出土墓誌』陝西貳、文物出版社、二〇〇三年、上册(拓本)二二五頁、下册(録

文) 一七二〜一七三頁に収録される。これについては学振特別研究員齊藤茂雄氏より教示を賜った。謝意を表したい。

(26) 陳璋「唐孫杲墓誌所見安史之乱後西域、回鶻史事」『西域研究』二〇一四一四、六〇〇六一頁および同「安史之乱後唐北庭帰朝官孫杲墓誌研究」『丝路文明』二、二〇一七年、一四一頁、李金鑫「唐故蘄州刺史兼御史中丞孫府君墓誌銘試釈」『懷化学院学报』三三―三、二〇一四年、六四―六五頁。

(27) 宋本三九一五頁、明本一一五一四〜一一五一五頁。

(28) 本文でも述べるように、ウイグル可汗冊立記事に関しては、各テキストで可汗名などの漢字表記に異同はあるが内容に関して差異はないため、便宜上、通行本である上海古籍本の表記に従い、その頁数を示す。

(29) 「張茂宣墓誌」(原題「唐故銀青光祿大夫檢校戸部尚書兼光祿卿上柱國上谷郡開國公贈陝州大都督上谷張府君墓誌銘并敘」)の拓本は、齊運通・楊建鋒編『洛陽新獲墓誌二〇一五』中華書局、二〇一七年、二七三頁に収録。專論に、李宗俊・周正「唐張茂宣墓誌考釈」『中国辺疆史地研究』二五―四、二〇一五年、齊藤茂雄「張茂宣墓誌」よりみる唐・ウイグル・吐蕃間の国際関係』『史滴』三八、二〇一六年、拙稿「大唐西市博物館新蔵唐《張茂宣墓誌》考」『中華

ウイグル可汗の系譜と唐宋漢籍史料 村井

歴史与伝統文化研究論叢』二、二〇一六年がある。なお、本稿で述べる問題はすでに上記拙稿で論じたが、行論の便宜上一部再説する。また拙稿では墓誌文を誤読した部分があったため、本稿では訂正した。

(30) 山田は『冊府』卷九八〇の記事より、張茂宣は「入廻鶻使であつて冊立廻鶻使ではない」と述べる(一〇七頁)。ただし、漢籍史料ではウイグルに派遣される使者を「入回鶻〇〇使」(入回鶻告哀使、入回鶻冊立使、入回鶻宣諭使など)と表記しているので、おそらくこれが正式な職名であり入回鶻使は略称と考えられる。

(31) 鄭明前掲註(17)論文、および古畑徹「唐会要」の諸テキストについて」『東方学』七八、一九八九年、同「唐会要」の流伝に関する一考察」『東洋史研究』五七―一、一九九八年など。古畑の一連の研究の成果については、同「唐会要」の鞞鞞・渤海の項目について」『朝鮮文化研究』八、二〇〇一年の冒頭二章に最も端的にまとめられている。また最近、武漢大学劉安志も日本の『唐会要』研究の成果を取り入れて研究を進めている。日中の研究動向を整理したものは、劉安志・李艷靈・王琴「唐会要」整理与研究成果述評」『中国史研究動態』二〇一七―四がある。

(32) 筆者が調査したのは前掲の典拠一覽に列挙した十種。

一八七

台北国立中央図書館・静嘉堂所蔵の殿版と抄本については、金沢大学古畑徹氏より多大なるご助力とご教示を賜った。心より謝意を表したい。

(33) 『冊府』卷九八廻紇(二〇七三頁)。卷六和蕃公主雜録では「送公主爲回紇可敦歸國及加冊可汗等使」(八九頁)と記す。

(34) 『白氏長慶集』卷五〇「裴通除檢校左散騎常侍兼御史大夫充迴鶻弔祭冊立使制」および卷五一「祭迴鶻可汗文」(朱金城箋注『白居易集箋校』上海古籍出版社、一九八八年、二九五三頁、三〇二八頁。以下『箋校』)。また『冊新迴鶻可汗文』(『白氏長慶集』卷五〇、『箋校』二九四六頁)にも裴通と副使賈隣の名が記される。

(35) 白居易の「冊迴鶻可汗加號文」(『白氏長慶集』卷五〇、『箋校』二九四七～二九四八頁)は、文中に「既降和親之命」とあることから、公主降嫁に伴う加号の文章だと判断できる。しかし、日付の長慶元年の月日と派遣使者名を「某」、可汗名を「天親可汗」とし、時期と可汗名とが矛盾する。おそらくこの一文は、太和公主の降嫁が決定し、まだ白居易が使者名や加号を通知されない時点において前代咸安公主の際のものを参照しつつ書いた草稿と思われる。

(36) 『冊府』卷九八〇外臣部通好門、宝曆元年四月条(宋本三九一六頁、明本一一五一六頁)。

(37) 〈表1〉『冊府』卷九六五の昭礼可汗の冊立使記事は、『旧書』敬宗紀の情報継承したものである。また、『旧書』迴紇伝の長慶二年の記事には錯簡がみられる。

(38) 『冊府』卷六五三奉使部称旨門(宋本二二九一頁、明本七八二七頁)および卷六六二奉使部絶域門(宋本なし、明本七九二八頁)では、鄭樞の帰国時間を長慶二年(八三二)とする。

(39) 『韓昌黎集』卷二一(劉真倫・岳珍校注『韓愈文集彙校箋注』中華書局、二〇一〇年、一二〇六頁、以下『箋注』)、また『文苑英華』卷七三〇、中華書局、一九六六年、三七九二頁。

(40) 『唐会要』の注については、鄭明前掲註(17)論文、一七四～一七六頁参照。

(41) 『韓昌黎集』卷二二(『箋注』一一六二～一一六九頁)。なお『文苑英華』卷七三〇、三七九二頁では「十三年」とするが、『箋注』に従う。

(42) あるいは韓愈の文章を参照し、「持節往賜君長」を可汗冊立の任務と誤読した可能性もある。

(43) 『冊府』卷九六五外臣部封冊門三(宋本なし)では、「騰里野合俱祿毗伽可汗」が死去したため保義可汗を冊立し、柳晟をその使者に任命したとある(明本一一三三三頁、

（表1）。しかし『冊府』の他巻にはこの可汗名の表記はなく、一方で『通鑑』卷二二六永貞元年十一月条「回鶻懷信可汗卒、遣鴻臚少卿孫果臨弔、冊其嗣爲騰里野合俱錄毗伽可汗」（七六二三頁）の表記とはほぼ一致することから、明代に『通鑑』を参照し、この可汗名を補入したとみられる。

（44）各可汗の在位年も再考の必要があるだろうが、本稿では扱わない。

（45）『白氏長慶集』卷五二「賈隣入迴鶻副使授兼御史中丞賜紫金魚袋制」（『箋校』三〇一八頁）および「冊新迴鶻可汗文」（前掲註（34））。

（46）たとえば、薛宗正著『回紇史初探』甘肅民族出版社、二〇一二年、二八三～二九五頁。

（神戸大学人文学研究科・准教授）

regions to be self-sufficient in the provision of mounts, necessitating reliance on foreign sources.

Moreover, during the period of the *hu* domination of Northern China, instability in the supply of horses was by no means confined solely to the Later Chao, for even the Northern Wei Dynasty, which subjugated the Sixteen Kingdoms, on the occasion of transferring its capital to Luoyang, met with opposition arguing that “shifting the center to the south will hinder the supply of cavalry mounts.” In other words, even in states centered around nomadic people, whenever the dominant area was shifted to an agrarian base, it remained crucial that diplomatic relations with nomadic groups of the north continue, in order to guarantee a stable supply of horses for the military, an issue that should always be kept in mind when considering in the broader sense the structural dominance of agrarian regions by “Dynasties of Conquest.”

The Genealogy of the Uighur *Kaghans* and the Han Chinese Written Sources of the Tang and Song Periods: From Huaixin to Baoyi

MURAI Kyoko

A perception gap has been created between academic circles of Japan and China regarding the genealogy of the Uighur *kaghans* from Huaixin 懷信 to Baoyi 保義. In Japan in 1951, Yamada Nobuo overturned the conventional opinion about the *kaghan* genealogy, Huaixin → Tengli 滕里 → Baoyi, arguing a direct succession from Huaixin to Baoyi and winning general acceptance. Then in Taiwan in 1978, Liu Yitang launched a broadside against Yamada’s hypothesis, supporting the previous tripartite genealogy, winning general acceptance throughout Chinese academia.

The cause of this gap has arisen from alleged “confusion” about the existing Han Chinese historiography. The present article is an attempt to reconsider the problem of the *kaghan* genealogy as a problem of the Han Chinese sources, employing two different approaches: the first approach being to reorganize the information in the Tang and Song Period sources focusing on *diaoji celishi* 弔祭册立使, Tang Dynasty envoys dispatched to

the Uighur court to express condolences on occasion of the death of a *kaghan* and to approve his successor; the second to examine newly discovered sources containing the epitaphs of those envoys. In addition, the author also reviews the character and quality of the Han Chinese sources in question.

Because the *kaghan* genealogy issue existed before the 6th year of the Dazhong 大中 Era (852), the related sources may be arranged chronologically as *Tanghuiyao* 唐會要 → *Jiutangshu* 舊唐書 → *Cefuyuangui* 冊府元龜 → *Xintangshu* 新唐書 → *Zizhitongjian* 資治通鑑, and the specific information regarding *kaghans* generally unfolds along this same continuum. Based on the above two approaches, the author concludes the following. To begin with, the *Tanghuiyao* identified the wrong persons as *diaoji celishi* in the items written about the succession of the Uighur *kaghans*, creating a misunderstanding about the existence of a Tengli Kaghan, thus confirming the Yamada hypothesis. Moreover, the later sources in the source chronology not only occasionally base their accounts on the *Tanghuiyao*'s misinformation, but also changed the narrative with their different editorial policies, thus leading to their "confusion" about the *kaghan* genealogy.

On Textual Problems of the *Kitāb al-'Ibar* Written by Ibn Khaldūn:
Through an Analysis of Damad İbrahim Paşa 863–869

ARAI Yuta

This article begins with an overview of the present situation regarding manuscript research on *Kitāb al-'Ibar* (Book of Examples), a seven-volume Arabic historical work by the 14th century scholar Ibn Khaldūn, followed by the author's mention of the textual problems in its critical editions, and his examination of one of those editions through the recension with the older manuscripts.

The critical edition of *Kitāb al-'Ibar* most widely used today was published in Būlāq, Cairo, in 1867. Though its copytexts remain unclear, it is presumed to have come from some manuscript group copied in the 19th century and belonging to the Egyptian National Library. In the Būlāq edition, especially from Volumes II to VII corresponding to the work's historical